一　保安林の所在場所　茨城県常陸大宮市北富田字赤ホウ六四四の一、六八六の五、字井戸尻六四六の一、字タゴバタ出口西六五一、字タゴバタ六六〇、六六一、字沼尻六六二の一、九四五、字タゴバタ西六六二の二、六六二の四から六六二の六まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び常陸大宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　茨城県常陸大宮市久隆字小入ト一二〇九、一二〇九の一、字蛇向沢一三四八の一、一三四八の二、字社檀一三二二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び常陸大宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八百二十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年七月七日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

学校沢

二　砂防法第二条の土地の表示

栃木県大田原市須賀川の区域内の土地のうち、次の一点から二十五点までを順次結んだ線及び一点と二十五点を結んだ線に囲まれた土地の区域（令和六年国土交通省告示第千二百十四号で指定した土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	36°49′04.8915″	140°14′51.9101″
2	36°49′05.0895″	140°14′51.6875″
3	36°49′05.2664″	140°14′51.7248″
4	36°49′05.7981″	140°14′51.2256″
5	36°49′06.1658″	140°14′50.9334″
6	36°49′06.5849″	140°14′50.4795″
7	36°49′06.6485″	140°14′50.5712″
8	36°49′06.2242″	140°14′51.0306″
9	36°49′05.8535″	140°14′51.3253″
10	36°49′05.5548″	140°14′51.6058″
11	36°49′06.4676″	140°14′51.6922″
12	36°49′07.2434″	140°14′52.1322″
13	36°49′07.4424″	140°14′52.1267″
14	36°49′08.8512″	140°14′52.8057″
15	36°49′10.3075″	140°14′53.9849″
16	36°49′10.1777″	140°14′54.3968″
17	36°49′09.9869″	140°14′54.3754″
18	36°49′08.8589″	140°14′53.3825″
19	36°49′08.5920″	140°14′53.2325″
20	36°49′08.2280″	140°14′52.9480″
21	36°49′07.4098″	140°14′52.7320″
22	36°49′06.5684″	140°14′52.1763″
23	36°49′05.7852″	140°14′52.0621″
24	36°49′05.2905″	140°14′52.2848″
25	36°49′04.9369″	140°14′52.3426″

○観光庁告示第十二号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、名鉄観光バス株式会社（登録研修機関第二十七号）から代表者の氏名を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

令和八年七月七日

観光庁長官　村田　茂樹

一　代表者の氏名の変更

変更前	金森　隆浩
変更後	川松　昌市

二　変更の年月日　令和八年六月十五日

○環境省告示第三十四号

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十七年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方環境事務所長に委任した件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年七月七日

環境大臣　石原　宏高

予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十七年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方環境事務所長に委任した件の一部改正）

第一条　予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十七年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方環境事務所長に委任した件（平成十七年環境省告示第九十四号）の一部を次のように改正する。

題名及び制定文中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

（予算科目に係る補助金等の交付について平成三十年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから福島地方環境事務所長に委任する件の一部改正）

第二条　予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成三十年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから福島地方環境事務所長に委任する件（平成三十年環境省告示第三十号）の一部を次のように改正する。

題名及び制定文中「福島地方環境事務所長」を「福島環境局長」に改める。

（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について令和六年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから東北地方環境事務所長に委任する件の一部改正）

第三条　予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について令和六年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから東北地方環境事務所長に委任する件（令和六年環境省告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

題名及び制定文中「東北地方環境事務所長」を「東北環境局長」に改める。

（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について令和八年度事業に係る補助金等の交付に関するものから関東地方環境事務所長に委任する件の一部改正）

第四条　予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について令和八年度事業に係る補助金等の交付に関するものから関東地方環境事務所長に委任する件（令和八年環境省告示第十九号）の一部を次のように改正する。

題名及び制定文中「関東地方環境事務所長」を「関東環境局長」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。